平成２５年（フ）第４８９号
埼玉県草加市氷川町798番地１　Ｆ．Ｉ．Ｓ．草加208号
債務者　端場　一彦
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
埼玉県春日部市備後東３丁目22番10号
債務者　中村真由美
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
埼玉県八潮市緑町１丁目34番地14
債務者　柳田　　操
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目７番23号　グロースマルシェ202
債務者　渡邉　清佳（旧姓金岡）
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７８号
埼玉県富士見市関沢２丁目20番25号
債務者　山本　貴子（旧姓小太刀）
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保341番地37クロサワハイツ101
債務者　田中　一人
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３３号
埼玉県熊谷市柿沼1001番地８
債務者　大須田彰久
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３４号
埼玉県熊谷市柿沼1001番地８
債務者　大須田恵美（旧姓青山）
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４１５号
鹿児島県いちき串木野市河内4412番地１
債務者　若松　明弘
１　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６９号
島根県出雲市白枝町284番地１　グリーンシュタムⅠ―101
債務者　森本　　匡
１　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第９７６号
東京都多摩市和田59番地の４フォレストピアＢ202
債務者　眞鍋　朝彦
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９６１号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―301
債務者　飯沼　桂子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月16日午後３時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３０号
東京都狛江市東和泉１丁目34番２―305号
債務者　石井あさ子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月16日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５１８号
静岡県袋井市浅名1325番地の１　シャルマン203号室
債務者　藤田　　守
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
静岡県袋井市久能1721番地の１　キャッスルｉｎＦｕｋｕｒｏｉ403号室
債務者　畠本グレジソンこと　ハタモトデカルバリョ，グレジソンルイス
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５９号
静岡県袋井市久能1721番地の１　キャッスルｉｎＦｕｋｕｒｏｉ403号室
債務者　松田　華奈
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０号
千葉県木更津市真舟５丁目13番13号　第２ヴィラアツミ103号、開始決定時の住所千葉県木更津市東太田４丁目６番１号
破産者　平澤えつ子
１　決定年月日　平成25年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部